



覚 書

木原盛夫（以下「甲」という）と株式会社マキノ出版（以下「乙」という）とは、甲の著作物を収録し、日本国内において乙が出版している『「ふくらはぎをもむ」と超健康になる』（以下「本件著作物」という）を中国語繁体字に翻訳出版することについて、以下のとおり覚書を締結した。

- 1 甲は乙に対し、乙が別紙「翻訳出版許諾契約」（以下「本件契約」という）のとおりに、中華人民共和国（香港、マカオは含まれない）を除く全世界における本件著作物の中国語繁体字への翻訳、印刷、出版、販売する権利を英属維京群島高貴国際有限公司台湾分公司に独占的に付与することに同意し、乙に対し、本件契約に必要な権利をすべて許諾する。
- 2 (1) 乙は甲に対し、本件契約に基づき、写真使用料として英属維京群島高貴国際有限公司台湾分公司から乙へ支払われる金員（ただし、エージェントが控除した手数料などの諸費用、ならびに英属維京群島高貴国際有限公司台湾分公司が台湾において源泉徴収控除した場合はその税額を控除した後の、乙へ実際に支払われた金額）から、本件契約実行手数料として10%を控除した後の残金を、原作者への著作権使用料として支払う。
 (2) 乙は、(1)に定める本件契約実行手数料を取得する。
- 3 本覚書及び本件契約に関し疑義が生じた場合には、甲乙誠実に協議のうえ、解決を図るものとする。

平成26年 / 月20日

甲 〒900-0011
沖縄県那覇市

木原盛夫

乙 東京都文京区湯島2丁目31番地8号
株式会社 マキノ出版
代表取締役 梶山正明



覚 書

木原盛夫（以下「甲」という）と株式会社マキノ出版（以下「乙」という）とは、甲の著作物を収録し、日本国内において乙が出版している『ふくらほぎをむ』と稲俣康になる』（以下「本件著作物」という）を中国語繁体字に翻訳出版することについて、以下のとおり覚書を締結した。

- 1 甲は乙に対し、乙が別紙「翻訳出版許諾契約」（以下「本件契約」という）のとおり、中華人民共和国（香港、マカオは含まれない）を除く全世界における本件著作物の中国語繁体字への翻訳、印刷、出版、販売する権利を英属維京群島商高資国際有限公司台湾分公司に独占的に付与することに同意し、乙に対し、本件契約に必要な権利をすべて許諾する。
- 2 (1) 乙は甲に対し、本件契約に基づき、写真使用料として英属維京群島商高資国際有限公司台湾分公司から乙へ支払われる金員（ただし、エージェントが控除した手数料などの諸費用、ならびに英属維京群島商高資国際有限公司台湾分公司が台湾において源泉徴収控除した場合はその税額を控除した後の、乙へ実際に支払われた金額）から、本件契約実行手数料として10%を控除した後の残金を、原作者への著作権使用料として支払う。
(2) 乙は、(1)に定める本件契約実行手数料を取得する。
- 3 本覚書及び本件契約に関し疑義が生じた場合には、甲乙誠実に協議のうえ、解決を図るものとする。

平成26年 / 月20日

甲 7900-0011
沖縄県那覇市

木原盛夫









